

昭和二十五年三月十一日提出
質問 第八五号

農業協同組合のストツク品処理に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月十一日

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

提出者 河口陽一

農業協同組合のストック品処理に関する質問主意書

現在農業協同組合及び府県連合会のいわゆるデッドストック品は、全国を合算すれば六十億円余と推定されているが、このため農業協同組合の事業活動資金が枯渇して経営難に陥っている。

このストック品は、供米報奨用物資あるいは政府より割り当てられた物又は農民の申込により配給されたものであるが、その時機を逸したために生じたる物が大半である。

具体的にいうならば、農機具等において田耕くわとかかまが使用時期を過ぎてから配給になったため、この農機具が全部そのまま次の年度に持ち越されたのであるが、戦後の生産上昇と品質の向上によつてこれらの古品はことごとく不良品となるが故に、農民は引き取らず、そのまま今日残品となつていているのである。このような経過をたどるものは、協同組合設立以後のもののみではなく、農業会時代のものも相当であると聞いている。

現に公団廃止により、公団手持品あるいはその損失に当つては、政府においてその損失を負担（木炭に

において五十四億円負担した如く）していると同様農業協同組合が割当物資取扱いによる残品の処理並びに損失は、政府の責任において果すべきである。

従つて政府は、速やかに農業協同組合の残品調査を行うことが必要である。しかしてこの調査には相当の時日を要する故、その間のつなぎ資金を融資する意思があるか。

又農業協同組合はいうまでもなく、農民の経済的社会的地位の向上を意図されて組織され、今日農村民主化のホープとして活動しているので、これが破たんは單なる企業の破たんに止まらず、農村民主化の破たんともなるので、この点政府は、慎重に処置すべきと思うがその所見如何。

右質問する。